

岩手県告示第28号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市繫沢から二戸市浄法寺町まで
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年12月18日から令和3年7月7日まで
- 3 実施する公共測量の種類 2級基準点測量14点